

「福島県貿易促進協議会」への入会のご案内（令和8年度）

福島県貿易促進協議会は、県内企業等の国際経済交流・ビジネス活動を総合的に支援するため、県内企業等のもとより、県、市町村、経済団体等が一体となって平成6年9月に設立されました。

平成20年4月からは、海外市場の拡大に伴い支援ニーズが高まっている県産品販路開拓等貿易振興に係る機能を強化し、各種事業を展開しております。

本協議会では、会員のニーズに沿った有益な事業の実施に努めるなど、各種事業の拡充を図っており、下記により会員を募集しております。

海外販路開拓に御関心のある方は、是非この機会に本協議会に御入会いただき、積極的に活用くださいますよう御案内申し上げます。

記

1 会 費

年会費は一口7,200円です。ただし、次の会員については免除措置があります。

- 1 帰還困難区域等を有する市町村会員
- 2 本社が帰還困難区域等にあり、移転を余儀なくされた企業等会員

※帰還困難区域等とはR6.4.1現在において、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域のいずれかに指定されている区域をいう。（帰還困難区域等を有する市町村：南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）

2 事業内容

① 県産品振興事業

特色ある県産品を見出し海外商社やバイヤー等に対して提案するとともに、現地での県産品プロモーション活動や各種イベントへの出展等を通して県産品の海外販路開拓・拡大を図ります。

② 商談等支援事業

海外での商談または販売促進活動のための渡航や、大型商談会等への出展、輸出条件に適合するための認証取得等を行う企業会員を支援します。

③ 人材育成・情報収集提供事業

貿易実務に関する研修や国際的な人材育成のための支援を行います。また、会員の関心が高い経済交流分野の専門家を招いて、各種セミナー等を開催します。

④ 広報等事業

メールマガジン等により各種情報提供を行います。また、毎年県内企業の輸出への取組状況を調査し、公表します。

3 会員への支援内容

- ① 海外販路開拓に関する支援（貿易関連相談受付、海外のバイヤーへの県産品の提案）
- ② 海外における商談・販売促進活動に係る経費の一部支援（助成事業）
- ③ 各種セミナー、貿易実務講座等の開催
- ④ 海外経済・貿易等に関する海外情報の調査・提供

4 問合せ先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 福島県庁西庁舎11階

福島県貿易促進協議会事務局（福島県商工労働部観光交流局県産品振興戦略課内）

TEL: 024 - 521 - 7326 FAX: 024 - 521 - 7888 e-mail: trade@pref.fukushima.lg.jp

HP: <http://www.f-bsk.com>